

第 65 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 38 回 コーデックス総会 (CAC) 議題
4-(2)	第 38 回 コーデックス総会 (CAC) 概要
5-(1)	第 2 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 仮議題
5-(2)	第 2 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 主な検討課題
6-(1)	第 19 回 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 仮議題
6-(2)	第 19 回 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 主な検討課題
7-(1)	第 34 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 仮議題
7-(2)	第 34 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 主な検討課題

第 65 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 27 年 9 月 4 日（金）
13:30 ～ 16:00

場所：山王パークタワー 6 階
消費者委員会大会議室 1

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

① 第38回 コーデックス総会

○今後検討される議題について

② 第 2 回 スパイス・料理用ハーブ部会

③ 第19回 生鮮果実・野菜部会

④ 第34回 魚類・水産製品部会

2. その他

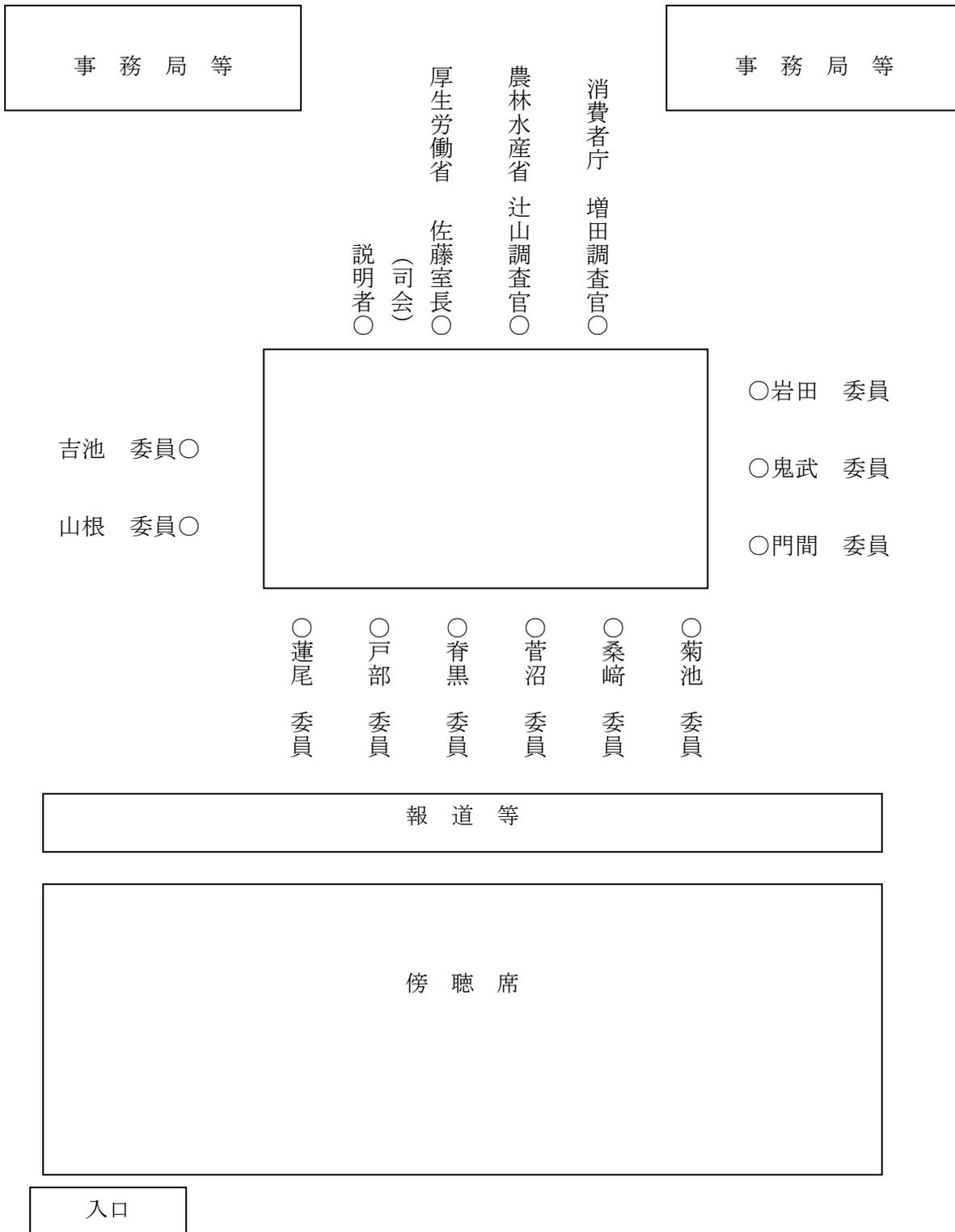
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
くわさき 桑崎	としあき 俊昭	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 65 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 27 年 9 月 4 日 (金)



**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 38 回 総会**

日時 : 2015 年 7 月 6 日 (月) ~ 7 月 11 日 (土)
場所 : ジュネーブ (スイス)

議題

1.	議題の採択
2.	第 70 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 関係部会の報告
4.	手続きマニュアルの改訂
5.	コーデックス規格と関連文書の策定
	(a) ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
	(b) ステップ 5 の規格原案と関連文書
	(c) 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
	(d) 新規作業の提案
	(e) 作業中止の提案
	(f) コーデックス規格と関連文書の修正
6.	部会から総会に付託された事項
	(a) コーデックスの作業管理と執行委員会の機能
	(b) FAO/WHO 地域調整部会の再活性化
	(c) 部会から総会に付託された事項
7.	コーデックス戦略計画(2014-2019)の一般的な実施状況
8.	財政及び予算に関する事項

9.	FAO 及び WHO から提起された事項
	(a) Codex や参加国への科学的助言
	(b)FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動
	(c)コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金
10.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
11.	議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名
12.	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
13.	その他の作業
14.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 38 回総会 概要

1. 日時および開催場所

日時：2015 年 7 月 6 日（月）～7 月 11 日（土）

場所：ジュネーブ（スイス）

2. 参加国及び国際機関

140 加盟国、1 加盟機関（EU）、33 国際政府機関及び非政府機関

3. 我が国からの出席者

（日本政府代表団）

厚生労働省	医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室	室長	岡田 就将
厚生労働省	医薬食品局食品安全部	参与	吉倉 廣
厚生労働省	医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室	主査	黒岩 健二
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課	課長補佐	小林 秀誉
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課	国際基準専門官	清水 裕介
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課		高畑 直子
山口大学	共同獣医学部病態抑制学講座	教授	豊福 肇
（コーデックス委員会副議長）			
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課	調査官	辻山 弥生

4. 概要

議題 1. 議題の採択

議題 13 に、以下の事項を追加した上で採択された。

- ① 「食品の完全性・信頼性」(提案国：イラン)
- ② 「コーデックス会議の出席におけるビザの問題」(提案国：カメルーン)
- ③ 「アラビアガム(食品添加物)の規格の改定」(提案国：スーダン)
- ④ 「ハラール食品の最新情報」(提案国：エジプト)

議題 2. 第 70 回執行委員会の報告

手続きマニュアルに従って、議長は第 70 回執行委員会の結果について報告した。

議題 3. FAO/WHO 関係部会の報告

6 つの地域調整国から、直近に開催された地域調整部会 (RCC) の報告があった。

議題 4. 手続きマニュアルの改訂

<一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要	議論の結果
一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案	CCGP の付託事項を現在の当部会の業務が明確化されたものとなるよう修正するもの。 第 37 回総会 (2014 年 7 月) に諮られた修正案では、CCGP が新規作業を自ら実施できる (self-tasking) 部会になってしまう可能性が FAO/WHO より指摘さ	案のとおり最終採択された。

	れ、FAO/WHO から修正案が提示されたが、CCGP で再度議論することとなった。第 29 回 CCGP (2015 年 3 月) では、FAO/WHO から提示された修正案に所要の文言を追記した上で第 38 回総会へ諮ることに合意した。	
コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続きの修正案	手続きマニュアル「コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続き」のパート 2「クリティカルレビュー」にある、新規作業提案の際に準備することとされているプロジェクト文書に記載すべき事項について、「関連する他の部会での現在進行中の作業」を追記すると共に、クリティカルレビューの内容に「関連する部会間での作業の調整の必要性について助言する」を追加する修正案。第 37 回総会 (2014 年 7 月) では、CCGP へ差し戻しとなったが、第 29 回 CCGP (2015 年 3 月) で再び検討がなされた結果、前回の修正案のまま第 38 回総会へ諮ることに合意した。	パート 2「クリティカルレビュー」に「現在進行中の作業についてコーデックス事務局の支援を求めることができる」旨の注釈を加えた上で最終採択された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
マイナー作物に係る残留農薬基準値 (MRL) 設定の促進のためのガイダンス文書	「マイナー作物の MRL を促進するためのガイダンス文書」について、CCPR が適用するリスクアナリシスの原則の付属書として追加するもの。	案のとおり最終採択された。

議題 5. コーデックス規格と関連文書の策定

議題 5 a. ステップ 8 の規格案と関連文書（ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む）

Part 1 ステップ 8、迅速化手続きのステップ 5 及びステップ 5/8 の規格案及び関連文書

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	議論の結果
果実缶詰の規格改訂案（一般条項部分）	既存の個別の果実缶詰の規格を一つに統合し、新たに包括的な果実缶詰の規格策定を行うもの。	案のとおり最終採択された。
果実缶詰の規格改訂案のマンゴー缶詰の付属書原案	マンゴーの規格（CODEX STAN 159-1987）が廃止され、当該規格にとって代わるもの。	案のとおり最終採択された。
急速冷凍野菜の規格改訂案（一般条項部分）	既存の個別の急速冷凍野菜の規格を一つに統合し、新たに包括的な急速冷凍野菜の規格策定を行うもの。	案のとおり最終採択された。
果実缶詰の規格改訂案の西洋梨缶詰の付属書原案	西洋梨缶詰の規格（CODEX STAN 61-1981）が廃止され、当該規格にとって代わるもの。	案のとおり最終採択された。
急速冷凍野菜の規格改訂案の付属書原案	急速冷凍のネギ、ニンジン、穂軸付きトウモロコシ及び全粒トウモロコシの付属書原案。対応する急速冷凍野菜の規格が廃止され、当該規格にとって代わるもの。	案のとおり最終採択された。
朝鮮人参製品の規格原案	朝鮮人参製品の地域規格を世界規格に変更するもの。	CCMAS で承認されなかったサンプリングプラン以

		外は案のとおり最終採択された。 サンプリングプランについては引き続き CCPFV で議論される。
加工果実・野菜の規格の食品添加物条項	たけのこ缶詰の規格 (CODEX STAN 241-2003)、特定の野菜缶詰規格のマッシュルーム缶詰の付属書 (CODEX STAN 297-2009) 及びクリ及びクリピューレの缶詰の規格 (CODEX STAN 145-1985) について、食品添加物条項の見直し作業を行うもの。	案のとおり最終採択された。
果実及び野菜漬物の規格の食品添加物条項及び充填剤条項の修正	果実及び野菜漬物の規格 (CODEX STAN 260-2007) の食品添加物条項を食品添加物の一般規格 (GSFA、CODEX STAN 192-1995) を参照する記載とし、野菜漬物のための充填剤条項を修正するもの。	案のとおり最終採択された。 EU 及びノルウェーが留保した。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果
非発酵大豆製品の地域規格案	非発酵大豆製品 (豆腐、豆乳等) の製品分類、品質等を規定した地域規格案。 第 19 回 CCASIA (2014 年 11 月) では、非発酵大豆製品の表示について、「soybean milk」等は「milk」ではなく「beverage」を使用するが、表示の条項に各国の国内規則・習慣等にしがって、本規格で規定した名称以外の名称も表示してよい旨の規定を追記することに合意した。表示の条項は第 43 回 CCFL (2016	案のとおり最終採択された。 表示に関する条項は食品表示部会 (CCFL) の承認を受ける予定。 また、当該規格の対象製品に限らず、一般に大豆製品中のタンパク質含量を求めるための窒素換算係数として 5.71 を使用することが適切かどうか、CCMAS に質問をすることとされた。

	年 5 月) に送付される予定。第 47 回 CCFA (2015 年 3 月) で承認されなかった 3 つの食品添加物については第 20 回 CCASIA (2016 年 9 月) で検討される。	
テンペの地域規格の食品添加物条項及び分析・サンプリング法条項の修正	テンペの地域規格について、CCMAS 及び CCFA の勧告に基づき修正を行うもの。 テンペの脂質含有量の分析法について、第 19 回 CCASIA (2014 年 11 月) において、従来の分析法を他の分析法に置き換えることに合意したが、第 36 回 CCMAS (2015 年 2 月) では、従来の分析法を維持し、特にアジアの関係国に対して他の分析法のテンペに対する適用可能性について情報を求めることに合意した。	案のとおり最終採択された。

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果
食肉製品の個別食品規格の食品衛生に関するセクションの修正	食肉製品に関する 5 つの個別食品規格について、食品衛生に関するセクションを統一的な文章に置き換えるもの。	案のとおり最終採択された。
食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (<i>Trichinella spp.</i>) の管理のためのガイドライン案	イノシシ科動物の肉中のトリヒナについて、リスクに基づく管理措置を実施するためのガイドライン案。 第 37 回総会において、セクション 7.3「リスクに基づく管理措置の選定」及び 9「モニタリングと見直し」について再度議論するよう勧告され、第 46 回 CCFH	案のとおり最終採択された。

	で再度検討し、文言の追加・修正を行ったもの。	
水分含量が低い食品の衛生実施規範原案	水分含量が低い食品 (Low Moisture Food, LMF) (水分活性 0.85 以下) 全体をカバーする一般的な規定を示す衛生実施規範原案。 なお、個別の LMF 乾燥果実・野菜、ナッツ類等) に関する既存の衛生実施規範を本規範の付属書とするか等については次回 CCFH (2015 年 11 月) で検討される予定。	案のとおり最終採択された。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果
必須栄養素の食品への添加に関する一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂案	必須栄養素の食品への添加に関する一般原則 (CAC/GL 9-1987) について、義務、任意の栄養素の添加に関する定義、栄養素の摂取量に関するモニタリング及び必須栄養素の添加の原則等について文言の修正等を行うもの。	案のとおり最終採択された。 ノルウェーが懸念を表明したほか、ブラジル、チリ、エクアドル、南アフリカ及びトーゴが留保した。
栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) における表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案	信頼できる科学機関 (RASB) の要件 [*] に適合している機関の承認及びビタミン C、亜鉛、セレン、モリブデン、マンガン、フッ素の必要量に基づく栄養参照量 (NRV-R) を設定するもの。 [*] ・FAO/WHO 以外で 1 つ以上の政府又は地域当局によって支持されている機関であること ・必要に応じて、1 日当たりの摂取目安量に関して、	案のとおり最終採択された。

	<p>独立かつ透明性のある権威的な科学的助言を行っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その科学的助言が1ヶ国以上の政策で活用されていること。 	
カリウムの非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量の候補値に関する原案	カリウムの非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量（NRV-NCD）を3,500mgと設定し、栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）の該当箇所への追記及び既存の脚注を修正するもの。	案のとおり最終採択された。
栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）のAnnexの修正	栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）のAnnexについて、3.2.1.「NRVs-Rに係る栄養素と適切な根拠の選択」の文言の修正を行うもの。	案のとおり最終採択された。
乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格（CODEX STAN 72-1981）中の食品添加物リストの改訂原案	乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格（CODEX STAN 72-1981）中の食品添加物リストにオクテニルコハク酸でんぷんナトリウムとグリセリンクエン酸脂肪酸エステルを追加するもの。	案のとおり最終採択された。 オクテニルコハク酸でんぷんナトリウムについては、乳児用調製乳に使用する科学的妥当性がないとの観点から、EU及びノルウェーが留保した。
乳幼児向けの特用途食品の栄養成分のアドバイザーリスト（CAC/GL 10-1979）におけるクエン酸亜鉛の追加提案	乳幼児向けの特用途食品の栄養成分のアドバイザーリスト（CAC/GL 10-1979）中の表「乳幼児向けの特用途食品の無機塩と微量元素のアドバイザーリスト」に、クエン酸亜鉛の項目を追加するもの。	案のとおり最終採択された。
グルテン不耐症者向け特用途食品の使用に関する	グルテン不耐症者向け特用途食品の使用に関する規格（CODEX STAN 118-1981）にある商品名	案のとおり最終採択された。

る規格（CODEX STAN 118-1981）の改訂案	（KAMUT）を一般名（Khorasan wheat）と改訂するもの。	
------------------------------	-------------------------------------	--

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	議論の結果
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CAC/RCP 36-1987）の許容される前荷リストの改定	バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CAC/RCP 36-1987）の別表 2「許容される前荷リスト」を改定するもの。	案のとおり最終採択された。
コーデックス規格における受託/任意適用	油脂に関する規格における付属書の“voluntary application（任意適用）”の趣旨を明確にするため、記述を変更するもの。	案のとおり最終採択された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果
コーデックス規格の分析・サンプリング法の承認	加工果実・野菜部会（CCPFV）関係、油脂部会（CCFO）関係、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）関係及び乳及び乳製品中の乳タンパク質の分析法を承認するもの。	案のとおり最終採択された。
国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則（説明部分）	2013年に採択されている、国際食品貿易における食品のサンプリングや検査に際して科学的な観点から紛争を防ぐための原則（CAC/GL 83-2013）に、「説明	執行委員会の勧告のとおり、脚注を削除した上で最終採択された。

	(Explanatory Note)」を追加統合するもの。	
--	-------------------------------	--

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
特定品目中の鉛の最大基準値の改訂案及び改訂原案	直接消費用の果実ジュース及びネクター（パッションフルーツ、ベリー類及びその他の小型果実類からのみを原料とするものを除く）、果実缶詰（ベリー類及びその他の小型果実類の缶詰を除く）、野菜缶詰（アブラナ科野菜類の缶詰、葉菜類の缶詰、マメ科野菜類の缶詰を除く）、ベリー類及びその他の小型果実類（クランベリー、カラント、エルダーベリーを除く）、アブラナ科野菜類、マメ科野菜類、ウリ科の果菜類、ウリ科以外の野菜類（キノコ類を除く）中の鉛の最大基準値を設定するもの。	案のとおり最終採択された。
特定品目中のデオキシニバレノールの最大基準値案（サンプリングプラン及び分析法の性能規準を含む）	乳幼児用穀類加工品におけるデオキシニバレノール（DON）の最大基準値を 0.2 mg/kg（dry matter basis）、小麦、トウモロコシ及び大麦のフラワー、ミール、セモリナ及びフレークにおける DON の最大基準値を 1 mg/kg、加工用途向けの穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）における DON の最大基準値を 2 mg/kg と設定するもの。	案のとおり最終採択された。サンプリングプラン及び分析法の性能規準については CCMAS の承認を受ける予定。 乳幼児用穀類加工品における DON の最大基準値についてロシアが留保し、小麦、トウモロコシ及び大麦のフラワー、ミール、セモリナ及びフレークにおける DON の最大基準値について EU、ノルウェー、ヨルダン及びロシアが留保した。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	議論の結果
食品添加物の同一性及び純度に関する規格の原案	第 79 回 JECFA（2014 年 6 月）が新規に評価した食品添加物 1 品目、過去に評価した食品添加物 10 品目及び新規の香料 25 品目の同一性及び純度に関する規格原案。	案のとおり最終採択された。
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案	<ul style="list-style-type: none"> ・GSFA の表 3 に規定されている食品添加物を表 3 の付表に掲載されている食品分類に使用する場合には、GSFA の表 1、表 2 に当該食品添加物を規定しなければならない。GSFA の表 3 の付表に記載されている食品分類について、第 47 回 CCFA（2015 年 3 月）が合意した食品添加物条項の修正案及び原案。 ・GSFA の表 3 にシクロテトラグルコース（INS 1504(i)）、シクロテトラグルコースシロップ（INS 1504(ii)）を加える改訂原案。 ・GSFA の食品分類 8.2.2（食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品で加熱処理されたもの）及び食品分類 8.4（食用ケーシング）におけるナイシン（INS 234）の食品添加物条項原案。 	案のとおり最終採択された。
食品添加物の国際番号システム（INS）（CAC/GL 36-1989）の修正案及び原案	食品添加物の国際番号システム（INS）に掲載されている食品添加物の名称及び用途の追加又は変更を行うもの。	案のとおり最終採択された。

ブイヨン及びコンソメの規格（CODEX STAN 117-1981）における食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合	「ブイヨン及びコンソメの規格」(CODEX STAN 117-1981)における食品添加物条項と、GSFA の関連条項の整合を図るため、「ブイヨン及びコンソメの規格」の食品添加物条項を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。
GSFA の食品分類 12.5 「スープ及びブロス」及びそのサブカテゴリーの食品添加物条項の改訂	GSFA の食品分類 12.5 「スープ及びブロス」及びそのサブカテゴリーの食品添加物条項を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。
5 つの食肉関連の個別食品規格の整合性に関連した GSFA の食品添加物条項の修正	食肉関連の個別食品規格の食品添加物条項と、GSFA の関連条項の整合を図るため、GSFA の食品添加物条項を修正するもの。	案のとおり最終採択された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果
残留農薬基準値（MRL）原案及び改訂原案	食品又は飼料中の農薬について、第 47 回 CCPR においてステップ 5/8 で合意された 32 農薬の MRL 原案。	案のとおり最終採択された。 複数の MRL 案及び原案について、EU 及びノルウェーが留保した。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

デラカンテル（羊組織）、エマメクチン安息香酸（サケ・マス組織）及びモネパンテル（羊組織）の MRL 原案	デラカンテル（羊組織）、エマメクチン安息香酸（サケ・マス組織）及びモネパンテル（羊組織）の MRL 原案	案のとおり最終採択された。 モネパンテル（羊組織）の MRL 原案について、EU、ノルウェー及びスイスが留保した。
動物用医薬品（ジメトリダゾール、イプロニダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール）のリスク管理に関する勧告の原案	人への健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を勧告していない当該動物用医薬品に対するリスク管理の勧告を、「食用動物に使用するべきではない」とするもの。	案のとおり最終採択された。 ブラジル及び米国は、リスク管理者としての各国の規制当局と Codex の役割の区別を明確にすべきとの理由で留保した。フィリピンも留保した。

<糖類部会（CCS）>

事項	概要	議論の結果
分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格案	第 34 回総会（2011 年 7 月）でコロンビアより提案された分蜜せずに脱水したさとうきび汁（日本名は「黒糖」「黒砂糖」）の規格案。前回総会において、規格の検討期間を 1 年延長することが承認された。	ステップ 6 に差し戻し、製品名、範囲、化学的性質、表示及び分析法について再度検討することとなった。 次回第 39 回総会においてもコンセンサスに至ることができない場合は、物理的作業部会の開催もしくは規格策定作業の中止を検討すべきとされた。

Part2 総会でステップ 8 で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDV）>

事項	概要	議論の結果
牛ソマトトロピン (BST) の MRL 案	<p>乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。</p> <p>第 35 回総会（2012 年 7 月）で、JECFA に再評価を依頼した上で、その結果を CCRVDV に送付し、総会に対して勧告を求めることとされ、現在までステップ 8 で保留されている。</p> <p>第 78 回 JECFA（2013 年 11 月）の再評価の結果を踏まえて、第 22 回 CCRVDV（2015 年 4 月）で議論されたが合意に至らず、第 38 回総会で検討することとなっている。</p>	<p>総会は、JECFA のリスク評価は科学的に正当であるが、MRL 案の採択のためのコンセンサスが得られていないとした。コンセンサスの達成には時間が必要であるため、MRL 案をステップ 8 に留めることに合意した。</p> <p>キューバは、明確な期限がないことから留保した。</p>

議題 5 b. ステップ 5 の規格原案と関連文書

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	議論の結果
魚油の規格原案	<p>第 24 回 CCFO（2015 年 2 月）において、魚油／濃縮魚油の定義等の主要な項目について合意がなされたもの。</p>	<p>案のとおりステップ 5 で採択された。</p> <p>チリ、ペルー及びパナマが留保した。</p> <p>対象魚種等の個別の質問がある場合は CCFFP に意見を求めるとした。</p>

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

<p>玄米中の無機ヒ素の最大基準値原案</p>	<p>玄米中の無機ヒ素の最大基準値案を設定するもの。経済的な影響等を考慮した結果、ML 超過率が適当である 0.35 mg/kg をステップ 5 として総会へ諮ることとなった。</p> <p>我が国は、我が国を含む各国の実態データをもとに、GSCTFF における ML 設定の規準に則り 0.4 mg/kg を主張（EU、ノルウェーは 0.25 mg/kg）し、留保した。</p>	<p>案のとおりステップ 5 で採択された。</p> <p>EU、ノルウェー及びエジプトが留保した。</p>
<p>穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規 範（CAC/RCP 51-2003）の改訂原案</p>	<p>穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関して新たな技術や規範があることが確認されたことを受けて改訂作業を行っているもの。</p> <p>第 9 回 CCCF（2015 年 3 月）において、本文のみステップ 5 に進め、付属書についてはステップ 2 に戻すことが合意された。</p>	<p>案のとおりステップ 5 で採択された。</p>

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果
<p>MRL 原案及び改訂原案</p>	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 47 回 CCPR（2015 年 4 月）においてステップ 5 で合意された 2 農薬の MRL 原案。</p>	<p>案のとおりステップ 5 で採択された。</p> <p>複数の MRL 案及び原案について、EU 及びノルウェーが留保した。</p>

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

プロセスチーズの規格原案	第37回総会（2014年7月）にて規格策定作業の再開を決定し、物理的作業部会（議長国：ニュージーランド、ウルグアイ）において規格原案を作成したものを。	議論の結果、案のとおりステップ5で採択された。エジプト及びEUが留保した。 総会はニュージーランドに対し、物理的作業部会の開催及び部会の開催の検討を要求した。
--------------	-----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

議題5c 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	議論の結果
西洋梨缶詰、マンゴー缶詰、急速冷凍ニンジン、急速冷凍軸付きトウモロコシ、急速冷凍ネギ、急速冷凍全粒トウモロコシの規格の廃止	果実缶詰の規格、急速冷凍野菜の規格に統合するにあたり、西洋梨缶詰、マンゴー缶詰、急速冷凍ニンジン、急速冷凍軸付きトウモロコシ、急速冷凍ネギ、急速冷凍全粒トウモロコシの規格の廃止するもの。	案のとおり廃止が承認された。

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	議論の結果
GSCTFFにおける鉛の最大基準値の廃止	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（GSCTFF）において、鉛の最大基準値の改訂作業に伴い、グレープフルーツ缶詰、マンダリンオレンジ缶詰、マンゴー缶詰、パイナップル缶詰、フルーツカクテル缶詰、熱帯果実サラダ缶詰、アスパラガス	案のとおり廃止が承認された。

	缶詰、ニンジン缶詰、成熟した加工済みエンドウマメ缶詰、キノコ類缶詰、パルミート（ヤシの芯）缶詰及びスウィートコーン缶詰について、現行の鉛の最大基準値を削除するもの。	
--	------------------------------------------------------------------------------------	--

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	議論の結果
GSFA における食品添加物条項の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 47 回 CCFA（2015 年 3 月）が食品分類 9.2（加工魚及び魚製品（軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む））で規格を策定することに合意した食品添加物のうち、食品分類 9.2 のサブカテゴリー（食品分類 09.2.1、09.2.2、09.2.3、09.2.4、09.2.5）で既に規格が設定されているクエン酸二水素一カリウム、クエン酸三カリウム、クエン酸三ナトリウムについてサブカテゴリーの規格を廃止するもの。 ・ JECFA の同一性及び純度に関する規格がない 8 つの添加物（酒石酸二カリウム（INS336(ii)）、酒石酸一カリウム（INS336(i)）、酒石酸ナトリウム（INS335(i)）、アジピン酸カリウム（INS357）、アスコルビン酸カリウム（INS303）、リンゴ酸カリウム（INS351(ii)）、プロパン（INS944）、アジピン酸ナトリウム（INS356））の食品添加物条項を廃止するもの。 	案のとおり廃止が承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果
削除が提案された MRL	第 47 回 CCPR において合意された、既存の 15 農薬の MRL を廃止するもの。	案のとおり廃止が承認された。

議題 5 d 新規作業の提案

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	議論の結果
食品の輸出入を支持する国間の情報交換（質問票を含む）の原則及び／又はガイドライン	輸出国の食品管理システムの評価及び輸出の受入の支持のため、輸出入国間の情報の交換及び管理に関する原則及びガイドラインを作成するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
国内の食品管理システムの実施状況のモニタリングに関するガイダンス	各国の食品管理システムの実施状況をモニタリング及び評価に関するガイダンスを作成するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 19-1995）の改訂	現行の「食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 19-1995）」について、 ①INFOSAN（国際食品安全当局ネットワーク）、FAO が策定した EMPRES Food Safety（食品安全のための緊急予防システム）、IHR（国際保健規約）	提案のとおり新規作業として承認された。

	<p>(2005) 等の入手可能な情報</p> <p>②役割及び責任、種々の関係者の関与、透明性をもったコミュニケーション及び情報交換等の最近提唱された原則</p> <p>③食品安全緊急事態に対応する原則の要素を含めるための改訂を行うための新規作業提案。</p>	
<p>輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997) の改訂</p>	<p>「輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン(CAC/GL 25-1997)」について、 スcopeに動物用飼料に係る記載を含める他、</p> <p>①不合格品に関する情報交換は主管官庁だけでなく、その他の関連する機関も対象とする</p> <p>②食品/飼料の受入拒否時の措置に関する既存のコーデックス文書(特に「輸入管理システムに係るガイドライン (CAC/GL 47-2003))及び「食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン (CAC/GL 19-1995)」との整合性を図る</p> <p>③改訂するガイドラインは CAC/GL 19-1995 のスcope及びカバーしている範囲のすみわけを明確にする</p> <p>等の修正を行うための新規作業提案。</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。</p>

事項	概要	議論の結果
育種選別による栄養強化（Biofortification）の定義	既存のコーデックスガイドラインでは、「Biofortification（育種選別により作物中の栄養素の含有量を高める技術）」に関する定義が存在せず、当該技術により栄養強化された原材料を含む加工食品等の特徴を表示として表現することが難しいことから、「Biofortification」に関する定義を明確にするための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。 定義の使用方法や当該定義を挿入する規格の明確化を CCNFSDU に対し要請した。
EPA 及び DHA の NRV の設定に関する新規作業提案	国際食品サプリメント協会から提案された、EPA 及び DHA の栄養参照値（NRV-NCD）を設定するための新規作業提案。 第 36 回 CCNFSDU（2014 年 11 月）において、我が国は EPA 及び DHA を含む全ての ω -3 脂肪酸を対象とした NRV-NCD を設定すべき旨発言している。	提案のとおり新規作業として承認された。

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	議論の結果
名前のついた植物油規格：高オレイン酸パーム油の追加	名前の付いた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）に、高オレイン酸パーム油の規格を追加するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
名前のついた植物油の規格：ピーナッツ油の脂肪酸組成・品質要因の改訂	名前の付いた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）に、ピーナッツ油の脂肪酸組成及び品質要素の改訂を行うための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

オリーブ油及びオリーブ 粕油の規格：カンペステ ロールの上限値の改訂	オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CODEX STAN 33-1981）のカンペステロール含有量の上限値につい て改訂を行うための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	---------------------

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	議論の結果
スパイス中のかび毒汚染 の防止及び低減に関する 実施規範原案	スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実 施規範及び必要に応じて特定のかび毒及び香辛料の 組合せ毎の付属書を作成するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	議論の結果
GSFA の食品分類 01.1 「乳及び乳飲料」及びそ のサブカテゴリーの改訂 案	GSFA の食品分類 01.1「乳及び乳飲料」とそのサブカ テゴリーを改訂するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
それ自体が販売される食 品添加物の表示に関する 一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節及び 5.1.c 節の改訂案	「それ自体が販売される食品添加物の表示に関する 一般規格」（CODEX STAN 107-1981）及び「香料の 使用に関するガイドライン」（CAC/GL 66-2008）との 間で、香料に関する用語が整合していないため、 CODEX STAN 107-1981 の改定を行うための新規作 業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果
農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規評価と定期的再評価の対象農薬）	JMPR が優先的に評価（新規評価、定期的再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価）を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）>

事項	概要	議論の結果
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	議論の結果
デイリーパーミエイトパウダー	第 37 回総会（2014 年 7 月）での議論の結果、電子作業部会（議長国：デンマーク、ニュージーランド）にてプロジェクトドキュメントを改訂し、今次総会で再度提案することとなったもの。	提案のとおり新規作業として承認された。 電子的作業部会（議長国：デンマーク）を設置し、ステップ 3 で規格原案を回付することに合意した。

<穀物・豆類部会（CCCPL）>

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

キヌア	本総会においてポリビアが新規作業として提案しているもの。	提案のとおり新規作業として承認された。 電子的作業部会（議長国：ポリビア、共同議長国：米国）を設置し、規格原案を作成することに合意した。 また、CCCPLの作業はキヌアの規格策定に限定することに合意した。
-----	------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題 5e 作業中止の提案

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	議論の結果
乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規規格（PartB）を挿入することに関する修正原案	穀物を原料とした栄養補助食品について新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を検討したが、低体重の多くが発育不全によるもので、穀物を原料とした栄養補助食品などのエネルギー密度の高い食事では、状態を改善せず、過体重や肥満といったさらなる栄養問題を起しかねないこともあり、本作業の目的について合意が得られなかったため、作業を中止するもの。	提案のとおり作業の中止が承認された。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	議論の結果
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	第 47 回 CCFA が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項について規格の策定作業を	提案のとおり作業の中止が承認された。

	中止するもの。	
--	---------	--

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）>

事項	概要	議論の結果
羊組織中のデラカンテル及びモネパンテルのMRL原案	第78回JECFA（2013年11月）の評価結果に基づき羊組織中のデラカンテル及びモネパンテルのMRL原案が新たに作成されたことに伴い、第75回JECFA（2011年11月）の評価結果に基づくMRL原案を廃止するもの。	提案のとおり作業の中止が承認された。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	議論の結果
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する附属文書（CAC/GL 21-1997）	JEMRAが作成した「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の報告書には、微生物規準の設定と適用のための統計的及び数学的な考察を理解するために必要なすべてのガイダンスを含んでいるため、コーデックスとして附属文書を作成する必要がないことから、作業を中止するもの。	提案のとおり作業の中止が承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

食品又は飼料中の残留農薬基準値（MRL）案	CCPR で廃止することが合意された MRL 案を廃止するもの。	提案のとおり作業の中止が承認された。
-----------------------	----------------------------------	--------------------

議題 5 f コーデックス規格と関連文書の修正

事項	概要	議論の結果
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 21-1997）	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 21-1997）のセクション 4.5、4.8 及び 4.9 に JEMRA が作成した「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の報告書への言及を脚注で挿入するもの。	提案のとおりガイドラインの修正が承認された。
モッツアレラチーズの規格（CODEX STAN 262-2006）	モッツアレラチーズの規格（CODEX STAN 262-2006）のセクション 4. 食品添加物の機能クラスの科学的正当性についての表に、水分の多いモッツアレラチーズの表面に対する保存料及び固結防止剤目的の使用を追加するもの。	次回総会まで検討を延期することとなった。 また、水分含量の高いモッツアレラチーズの表面に対する保存料及び固結防止剤目的の使用の技術的妥当性について情報を求める文書を回付することとなった。

議題 6. 部会から総会に付託された事項

議題 6 a. コーデックスの作業管理と執行委員会の機能

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

<p>コーデックスの作業管理と執行委員会の機能</p>	<p>第37回総会（2014年7月）において、コーデックスの作業管理を評価するために、①コーデックス事務局主導の内部評価（第1段階）を行った後に外部評価（第2段階）を行う2段階のプロセスを進めること、②具体的な評価の範囲及び進め方についてはFAO/WHOの協力の下、コーデックス事務局が討議文書を準備の上、第29回CCGP（2015年3月）において検討すること、討議文書には2002年のコーデックス評価の実施状況の分析を含め、執行委員会の効率性及び代表性に関する事項についても取り扱うこととされたもの。コーデックス事務局が準備した討議文書では、改善可能な5つの分野として、①マンドートと優先度、②コーデックスプログラムの管理とFAO/WHOとの連携、③コーデックスの戦略的ガバナンスー執行理事会（Executive Board（CX-EB））、④コーデックス部会の構造、⑤部会の効率的な作業が特定されている。第29回CCGPでは、コーデックス事務局が準備した討議文書に基づき、合意などを求めないオープンな議論がなされた。</p>	<p>第1段階の範囲を決めるためのプロセスについて議論がなされ、以下のとおり合意した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2015年7月に第70回執行委員会での結果に対するコメントを求める。 2. 事務局は、作業文書、これまでの各国コメント及び議論を考慮して、FAO/WHOと共に新たな文書を作成する。 3. 事務局は新たな文書を回付し、2016年2月を締切としてコメント照会を求める。 4. 第30回CCGP（2016年5月）で文書と提出されたコメントについて議論し、新たに統合された文書を作成する。 5. 第71回執行委員会で検討した上で、第39回総会で第1段階の範囲を決定する。 6. 第39回総会后、第1段階を開始する。
-----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題6 b. FAO/WHO 地域調整部会の再活性化

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

<p>FAO/WHO 地域調整部会の再活性化</p>	<p>地域調整部会がより効率的に活動するための再活性化の方法に関する議論を促すことを目的として、コーデックス事務局が FAO/WHO と協力して討議文書を作成し、6 地域調整部会で議論されたもの。</p> <p>コーデックス事務局が作成した討議文書の勧告では、①地域調整部会の議題の協調、②情報共有のためのオンラインプラットフォームの構築、③地域のニーズ及び関心事項の特定方法、④地域戦略計画の必要性に関する提案がなされている。</p> <p>第 19 回 CCASIA（2014 年 11 月）は、概ねコーデックス事務局の提案に賛同した。</p> <p>第 38 回総会では、各地域調整部会での検討結果に基づき、コーデックス事務局より提案されている上記①～④に係る勧告について議論される予定。</p>	<p>執行委員会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域調整部会のアジェンダを基本的に統一することを支持した。 ・FAO/WHO 及びコーデックス事務局に対し、情報共有のためのオンラインプラットフォーム設置の準備をすること等を要請した。 ・FAO/WHO、コーデックス事務局及び地域調整国に対し、地域のニーズや優先事項に関する質問票の作成等を要請した。 ・地域調整部会に対し、次期コーデックス戦略計画への意見出しを要請した。 <p>執行委員会の結果をふまえ、総会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域調整部会の再活性化は有用であるとし、執行委員会の勧告を承認した。 ・食品管理システムの情報共有のためのプラットフォームの重要性を認識した。 ・経験を共有するための機会として、地域間協力の重要性に言及した。 ・地域戦略計画は全体戦略計画に沿っているべきだが、地域特有の課題を含める必要があるとした。 ・地域調整国がその役割を果たすためのキャパシティビルディング活動は有用であると言及した。
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題 6 c. 部会から総会に付託された事項

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果
生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) における麻痺性貝毒の生物学的又は機能的分析法	生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) におけるセクション I-8.6.2 麻痺性貝毒の生物学的又は機能的分析法を承認するもの。	案のとおり採択された。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果
牛ソマトトロピン (BST) の MRL 案	議題 5a 参照	議題 5a 参照

議題 7. コーデックス戦略計画(2014-2019)の一般的な実施状況

事項	概要	議論の結果
コーデックス戦略計画 (2014-2019) の一般的な実施状況	コーデックス戦略計画 (2014-2019) の各部会における実施状況が報告され、第 70 回執行委員会の検討結果とともに議論される。	時間的制約のため議論されなかった。

議題 8. 財政及び予算に関する事項

事項	概要	議論の結果
財政及び予算に関する事項	<p>コーデックス財政及び予算に関して、2014-2015 期支出状況及び 2016-2017 期予算が報告される。</p> <p>また、第 37 回総会 (2014 年 7 月) において、FAO/WHO の科学的助言の提供に関する予算を持続的に確保するため、以下のオプションが FAO 及び WHO から示され、これらについて議論が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的助言に関する予算をコーデックス全体の予算へ統合する 2. 非政府組織を対象とした、新しい基金を設立する 3. 科学的助言のための基金を設立し、メンバー国の食品輸出額に応じて任意拠出寄付金を集める <p>第 38 回総会では、食品に関する科学的助言のための国際基金 (GIFSA) の教訓及び他の機関における類似の取り組みについての分析を含む補足文書を FAO 及び WHO が準備をした上で、上記の 3 つのオプションについて再度議論することとなっている。</p>	<p>事務局より、2014-2015 期支出状況及び 2016-2017 期予算が報告された。</p> <p>科学的助言の提供に関する予算を持続的に確保する方法について、総会は、長期的な解決策として、オプション 1 が最適であると支持した。FAO/WHO は必要に応じコーデックスメンバー国を支援すると強調した。</p> <p>また総会は参加国に対し、状況の緊急性から、短中期的な解決策として、一層の財政的支援のための自国政府への働きかけを促した。</p>

議題 9. FAO 及び WHO から提起された事項

議題 9 a. Codex や参加国への科学的助言

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

Codex や参加国への科学的助言	FAO 及び WHO がコーデックス及び参加国に提供した科学的助言について報告される。	時間的制約のため議論されなかった。
-------------------	---------------------------------------------	-------------------

議題 9b. FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動

事項	概要	議論の結果
FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動	FAO 及び WHO が世界及び地域で行った能力開発に関する活動について、報告される。	時間的制約のため議論されなかった。

議題 9c. コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金

事項	概要	議論の結果
コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金	コーデックス規格策定に参画する意志を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況について報告される。 また、本年末に終了する現行の信託基金についての最終評価結果及び、2016 年から開始する予定の新たな信託基金の活動内容案について報告される。	現行の信託基金 (CTF1) の最終評価の報告及び新たな信託基金 (CTF2) 案の説明がなされた。 総会は、CTF2 を支持し、複数年にわたる基金やテーラーメイド型支援のコンセプトを含む企画案に合意した。 また、基金を受ける国のクライテリアについては更なる議論が必要とされた。

議題 10. コーデックス委員会と他の国際機関との関係

事項	概要	議論の結果
コーデックス委員会とその他の国際機関との関係	WTO、IAEA、OIE 等の国際政府機関及び ISO 等の国際非政府機関から、コーデックスの活動に関する取組について報告がなされる予定。	関係政府間組織（WTO、IAEA、OIE）及び非政府間組織（ISO）の関連活動について報告された。 IAEA からの報告を受け、我が国からは食品中の放射性物質の現状について情報提供を行った。

議題 1 1. 議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名

事項	概要	議論の結果
コーデックス委員会の議長、副議長、地域代表国の選出及び地域調整国の指名	<ul style="list-style-type: none"> 議長及び副議長は通常総会の都度改選されることとされている。手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は 1 期目であることから、再度立候補が可能である。 地域代表国は、各 7 地域から 1 カ国ずつ、総会の代表として選出される。任期満了（1 期 2 年、再選可）した国については次期地域代表国が選出される予定。 次期地域調整国（任期：1 期 2 年、再選可）の指名が行われる。アジア地域は、第 19 回 CCASIA (2014 年 11 月) でインドが推薦されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 議長及び副議長 現在の議長及び副議長が無投票で再選された。 議長：Ms Awilo Ochieng Pernet（スイス） 副議長：Ms Yayoi Tsujiyama（日本） Mr Guilherme Antonio da Costa Jr. （ブラジル） Mr Mahamadou Sako（マリ） 地域代表国 以下の国が地域代表国として選出された。 アフリカ：ナイジェリア アジア：マレーシア 欧州：ノルウェー ラテンアメリカ及びカリブ海：メキシコ 近東：レバノン

		北アメリカ及び南西太平洋：カナダ（再選） 南西太平洋：ニュージーランド（再選） ・地域調整国 以下の国が地域調整国として指名された。 アフリカ：ケニア アジア：インド 欧州：オランダ（再指名） ラテンアメリカ及びカリブ海：チリ 近東：イラン 北アメリカ及び南西太平洋：バヌアツ
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題 1 2. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

事項	概要	議論の結果
コーデックス部会の議長国の指名	各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認するもの。	総会は、再開が決定した穀物・豆類部会の議長国として米国を承認した。

議題 1 3. その他の作業

時間的制約のため議論されなかった。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 2 回スパイス・料理用ハーブ部会

日時：2015 年 9 月 14 日（月）～ 9 月 18 日（金）

場所：ゴア（インド）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動
4	黒・白・緑コショウの規格原案（ステップ 4）
5	クミンの規格原案（ステップ 4）
6	オレガノの規格原案（ステップ 4）
7	タイムの規格原案（ステップ 4）
8	スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書
9	新規作業提案
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第2回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の主な検討議題

日時：2015年9月14日（月）～9月18日（金）

場所：ゴア（インド）

主要議題の検討内容

議題1. 議題の採択

事前に送付される仮議題の是非を求めるものである。適宜対応することとしたい。

議題2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他の部会から付託された議題について説明される予定。適宜対応することとしたい。

議題3. スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動

スパイス及び料理用ハーブに関連した国際機関等の活動について説明される予定。適宜対応することとしたい。

議題4. 黒・白・緑コショウの規格原案（ステップ4）

（経緯）

コショウの規格の策定について、前回第1回会合においてインド、米国などが新規作業を提案し、同会合において黒・白・緑コショウの新規作業として合意され、第37回総会（2014年）において新規作業として承認された。インドを議長国（共同議長国：カメルーン及びインドネシア）とする電子作業部会により、黒・白・緑コショウの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

（対処方針）

我が国は主にマレーシア及びインドネシアなどからコショウを輸入しているが、当該規格の策定により、当該国を含むコショウ生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応することとしたい。

議題5. クミンの規格原案（ステップ4）

（経緯）

クミンの規格の策定について、前回第1回会合においてインドが新規作業を提案し、同会合において合意され、第37回総会（2014年）において新規作業として承認された。E Uを議長国（共同議長国：インド）とする電子作業部会により、クミンの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(対処方針)

我が国は主にイラン及びインドなどからクミンを輸入しているが、当該規格の策定により、当該国を含むクミン生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応することとしたい。

議題 6. オレガノの規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

オレガノの規格の策定について、前回第 1 回会合においてアルゼンチンが新規作業を提案し、同会合において合意され、第 37 回総会 (2014 年) において新規作業として承認された。アルゼンチンを議長国 (共同議長国: ギリシャ) とする電子作業部会により、オレガノの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(対処方針)

我が国はギリシャなどからオレガノを輸入しているが、当該規格の策定により、ギリシャを含むオレガノ生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応することとしたい。

議題 7. タイムの規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

タイムの規格の策定について、前回第 1 回会合においてインドが新規作業を提案し、同会合において合意され、第 37 回総会 (2014 年) において新規作業として承認された。EU を議長国 (共同議長国: スイス) とする電子作業部会により、タイムの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(対処方針)

我が国はトルコなどからタイムを輸入しているが、当該規格の策定により、当該国を含むタイム生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応することとしたい。

議題 8. スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書

(経緯)

前回第 1 回会合において、インドが「スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み」においてスパイス・料理用ハーブのグルーピングについて提案した。議論の結果、インドを議長国として電子作業部会を設置し、第 2 回会合のための討議文書作成のために、

(1) スパイス・料理用ハーブをグルーピングするための意図及び目的を明らかにすること

(2) 科学技術的情報及び他部会で採用されている分類やグルーピングを考慮したスパイス・料理用ハーブのグルーピングを提案すること

について議論することとなった。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際的な流通・使用実態及び我が国における流通・使用実態などを踏まえつつ、スパイス等が適切にグループ分けされるよう、適宜対応することとしたい。

議題 9. 新規作業提案

(経緯)

前回第1回会合において、新規作業提案を求める回付文書をコーデックス事務局より発出することが合意され、当該発出文書に基づきエジプトよりバジル及びコリアンダー、インドよりトウガラシ、ニンニク及びショウガ、インドネシアよりナツメグ、イランよりサフラン、ナイジェリアよりクローブ及びショウガの9つの規格策定に関する新規作業提案が提出された。

また、前回会合において新規作業提案のあったパプリカについては、当該規格を議論する部会について加工果実・野菜部会等に相談した結果、スパイス・料理用ハーブ部会において議論することとなったことから、再度、アルゼンチンよりパプリカの規格策定に関する新規作業提案が提出された。

(対処方針)

各提案国から提出された新規作業提案が、コーデックス手続マニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインに沿ったものであるか、また、その記載内容が新たな規格を策定する必要性・妥当性を説明するものであるかを確認し、当該品目の我が国における生産及び貿易に支障が生じないように、適宜対応することとしたい。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

適宜対応することとしたい。

議題 11. 報告書の採択

適宜対応することとしたい。

議題 12. 報告書の採択

本部会における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対応することとしたい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 19 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)

日時：2015 年 10 月 5 日（月）～10 月 9 日（金）
場所：イスタパ（メキシコ）

仮議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会から提起された事項
2(b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項
2(c)	生鮮果実・野菜の UNECE 規格
3	ナスの規格原案（ステップ 4）
4	ニンニクの規格原案（ステップ 4）
5	キウイの規格原案（ステップ 4）
6	ばれいしょの規格原案（ステップ 4）
7	生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案
8	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
9	その他の事項
10	次回会合の日程と開催地
11	報告書の採択

第 19 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題

日時：2015 年 10 月 5 日（月）～10 月 9 日（金）

場所：イスタパ（メキシコ）

主要議題の検討内容

一部文書未到につき、対処方針は現時点のものである。

仮議題 1 議題の採択

事前に送付される仮議題の是非を求めるものである。適宜対処したい。

仮議題 2 (a) コーデックス総会(CAC)及びその他の部会から提起された事項

第37回総会(2014年)及び第38回総会(2015年)で決定された生鮮果実・野菜部会(CCFFV)に関する事項等についてコーデックス事務局より説明される予定。適宜対処したい。

仮議題 2 (b) 生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項

生鮮果実・野菜の規格等の策定を行っている他の国際機関の活動状況等が、国際連合欧州経済委員会(UNECE)及び経済協力開発機構(OECD)より説明される予定。適宜対処したい。

仮議題 2 (c) 生鮮果実・野菜のUNECE規格

国連欧州経済委員会(UNECE)が策定した生鮮果実・野菜規格の標準様式について、同委員会より説明がされる予定。適宜対処したい。

仮議題 3 ナスの規格原案(新規作業採択 2014 年(提案国:インド))(ステップ 4)

(経緯)

前回第 18 回会合(2014 年)においてインドが新規作業提案し、第 37 回総会において新規作業として承認された。電子作業部会(議長国:インド)を設置し、ナス¹の規格原案を検討することとなった。

(対応方針)

我が国が生産、流通しているナスが規格に反映されるよう適宜対応したい。

仮議題 4 ニンニクの規格原案(新規作業採択 2014 年(提案国:メキシコ))(ステップ 4)

(経緯)

前回第 18 回会合においてメキシコが新規作業提案し、第 37 回総会において新規作業と

¹ 主な生産国：中国、インド、イラン、エジプト、トルコ（2011、出典：CX/FFV 14/18/10-Addd. 2）

して承認された。電子作業部会（議長国：メキシコ）を設置し、ニンニク²の規格原案を検討することとなった。

（対応方針）

我が国が生産、流通しているニンニクが規格に反映されるよう適宜対応したい。

仮議題5 キウイの規格原案（新規作業採択2014年（提案国：イラン））（ステップ4）

（経緯）

前回第18回会合においてイランが新規作業提案し、第37回総会において新規作業として承認された。電子作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：イラン）を設置し、キウイ³の規格原案を検討することとなった。

（対処方針）

我が国が生産、流通、輸出しているキウイが規格に反映されるよう適宜対応したい。

仮議題6 ばれいしょの規格原案（新規作業採択2014年（提案国：インド））（ステップ4）

（経緯）

第17回会合においてインドが新規作業提案し、第37回総会において新規作業として承認された。電子作業部会（議長国：インド）を設置し、ばれいしょ⁴の規格原案を検討することとなった。

（対処方針）

我が国が生産、流通、輸出しているばれいしょが規格に反映されるよう適宜対応したい。

仮議題7 生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案

（経緯）

インドよりデートパーム⁵、インドネシアよりエシャロット⁶の規格策定に関する新規作業提案が提出されている。

（対応方針）

各提案国から提出される新規作業を求めるプロジェクトドキュメントの内容が、コーデックス手続マニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインで求められている情報が適切に記載されているか、また、その記載内容が新たな規格を策定する必要性・妥当性を説明するものであるかを確認しつつ、当該品目の我が国における生産及び輸出入に支障が生じないように、適宜対処したい。

仮議題8 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案

（経緯）

第11回会合（2003年）において、既に国際規格とされていた24規格（当時）に統一性がない等の指摘があり、標準様式（ALINORM 04/07/35 別添7）の策定が合意された。

² 主な生産国：中国（2011、出典：CX/FFV 14/18/10-Add. 1）

³ 主な生産国：イタリア、NZ、チリ、ギリシャ（2011、出典：CX/FFV 14/18/10）

⁴ 主な生産国：中国、インド、ロシア、ウクライナ、米国（2011、出典：CX/FFV 14/18/9）

⁵ 主な生産国：エジプト、イラク、サウジアラビア（2013、出典：CX/FFV 15/19/9）

⁶ 主な生産国：中国、日本、韓国、イラク、ナイジェリア（オニオン含む、2007-2011平均、出典：CX/FFV 15/19/9）

前回会合では、議長が過去複数回の会合にわたって議論されている議題である点に言及したが、多くの国が CCFFV の標準様式作成の必要性を唱えた。議論の結果、標準様式における改訂の必要な箇所を検討し、変更すべき点を提案するための電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：ドイツ）を設置し、特に作物の性質に関する序論、規格の適用段階、サイズの条項、統一性の条項、食品添加物の条項、用語集の必要性について検討することとなった。電子作業部会の議論では、コーデックス手続きマニュアルに記載されている「コーデックス個別食品規格のフォーマット」及び UNECE 等関連国際規格の生鮮果実・野菜規格の様式が考慮されることになっている。

（対応方針）

議論を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題9 その他の事項

適宜対処したい。

仮議題10 次回会合の日程と開催地

適宜対処したい。

今回提案されている規格の項目一覧 (例: 議題3 ナス (CX/FFV 15/19/5より抜粋))

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. DEFINITION OF PRODUCE (農産物の定義)</p> <p>2. PROVISIONS CONCERNING QUALITY (品質に関する規定)</p> <p>2.1 MINIMUM REQUIREMENTS(最低要件)</p> <p>2.1.1 The development and condition(生長状態)</p> <p>2.1.2 Maturity Requirements(成熟要件)</p> <p>2.2 CLASSIFICATION(等級分け)</p> <p>2.2.1 “Extra” Class(特級)</p> <p>2.2.2 Class I(一級)</p> <p>2.2.3 Class II(二級)</p> <p>3. PROVISIONS CONCERNING SIZING (サイズに関する規定)</p> <p>4. PROVISIONS CONCERNING TOLERANCES (許容に関する規定)</p> <p>4.1 QUALITY TOLERANCES(品質許容)</p> <p>4.1.1 “Extra” Class(特級)</p> <p>4.1.2 Class I(一級)</p> <p>4.1.3 Class II(二級)</p> <p>4.2 SIZE TOLERANCES(サイズ許容)</p> | <p>5. PROVISIONS CONCERNING PRESENTATION (見た目に関する規定)</p> <p>5.1 UNIFORMITY(統一性)</p> <p>5.2 PACKAGING(包装)</p> <p>5.2.1 Description of Containers (コンテナ表記)</p> <p>6. MARKING OR LABELLING(表示)</p> <p>6.1 CONSUMER PACKAGES(消費者向け表示)</p> <p>6.1.1 Nature of Produce(農産物の性質)</p> <p>6.2 NON-RETAIL CONTAINERS (小売業者向けコンテナ)</p> <p>6.2.1 Identification(個人情報)</p> <p>6.2.2 Nature of Produce(農産物の性質)</p> <p>6.2.3 Origin of Produce(農産物の産地)</p> <p>6.2.4 Commercial Identification(商業的情報)</p> <p>6.2.5 Official Inspection Mark (optional) (公的検査の表示)(任意)</p> <p>7. CONTAMINANTS(汚染物質)</p> <p>8. HYGIENE(衛生)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

コメント提出例

① ナス

3. Provisions concerning sizing (サイズに関する規定)
- a) For sizing by diameter the minimum diameter (直径で分ける場合の最小値)
- 30 mm for elongated aubergines (長ナスは30 mm)



- **25** mm for elongated aubergines (長ナスは**25** mm)

Reason (理由):

We have been producing elongated aubergines of 25 mm in diameter in Japan (日本では直径25mmの長ナスを生産している)

② キウイ

3. Provisions concerning sizing (サイズに関する規定)
- The minimum weight for “Extra” Class is 90 g, for Class I is 70 g and Class II is 65 g (最小重量は、特級は90g, 一級は70g, 二級は65g)



~~The minimum weight for “Extra” Class is 90 g, for Class I is 70 g and Class II is 65 g~~

Reason (理由):

Japan proposes to delete the minimum weight for each class because it depends on varieties. For example, in Japan, there are small-sized varieties of kiwifruits which range from 30 to 80 g in weight. (重量は品種によるので、それぞれのクラスの最小重量の削除を提案する。例として日本では30-80gの小さな品種のキウイフルーツを生産している)

生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案 (CX/FFV 15/19/10より抜粋)

PROPOSED LAYOUT FOR CODEX STANDARDS FOR FRESH FRUITS AND VEGETABLES

Codex Standard for {name of produce}

CODEX STAN {number of the Standard} {year of the first adoption}

INTRODUCTION

- This Layout is for use by the Codex Committee on Fresh Fruits and Vegetables (CCFFV);
- The Standard Layout must be followed when developing new or revising existing Codex/FFV Standards. It is permissible to use other appropriate texts in the Standard Layout to reflect individual FFV characteristics.

1. DEFINITION OF PRODUCE

This Standard applies to [part of the produce being standardized of] [commercial varieties of common name of the produce] grown from {Latin botanical reference *in italics* followed where necessary by the author's name} to be supplied fresh to the consumer, after preparation and packaging. [{Name of produce} for industrial processing is/are excluded.].

(略)

2. PROVISIONS CONCERNING QUALITY

The purpose of the standard is to define the quality requirements for {name of produce} at the export-control stage after preparation and packaging.

(略)

2.1 MINIMUM REQUIREMENTS

In all classes, subject to the special provisions for each class and the tolerances allowed, the {name of produce} must be:

- intact {depending on the nature of the produce, a deviation from the provision or additional provisions are allowed};

(以下略)

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 34 回魚類・水産製品部会 (CCFFP)

日時：2015 年 10 月 19 日（月）～10 月 24 日（土）

場所：オースレン（ノルウェー）

仮議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2(b)	FAO/WHO から提起された事項
3	魚類及び水産製品に関する実施規範案（フィッシュソースのセクション） （ステップ 7）
4	急速冷凍ホタテ貝柱の実施規範原案（ステップ 4）
5	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（チョウザメキャビアのセクション） （ステップ 4）
6	魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案
7	窒素係数に関する討議文書
8	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（最終製品に対する任意の要求に 関する別添について）
9	ヒスタミンに関する討議文書
10(a)	新鮮冷凍ピラルクーの規格に関する新規作業提案
10(b)	部会の今後に関する討議文書
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 3 4 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) の主な検討議題

日時：2015 年 10 月 19 日 (月) ～10 月 24 日 (土)

場所：オースレン (ノルウェー)

主要議題の検討内容

議題 3. 魚類及び水産製品に関する実施規範案 (フィッシュソースのセクション)

(経緯)

第 31 回部会でフィッシュソースの規格が作成されたことを踏まえて実施規範の作成が開始されることとなり、前回会合においては、議場での一読を終え、実施規範原案をステップ 5 で採択されるように第 37 回総会に諮ることに合意した。(今年 7 月の第 37 回コーデックス総会においてステップ 5 で採択された。)

(対処方針)

既存のフィッシュソースの規格と実施規範に齟齬がないようにするとともに、科学的に適切かつ実効性のある規範となるよう適宜対応したい。

議題 4. 急速冷凍ホタテの実施規範原案

(経緯)

前回会合において、実施規範原案はステップ 3 に差し戻され、カナダを議長国とする電子的作業部会において、各作業部会メンバーからのコメント、日帰り操業に関するガイダンス等にかかる議論 (我が国からもコメント提出済)、及びホタテ貝柱の規格に関する議論を踏まえて作成された規範原案について、本部会開催前日に物理的作業部会で検討し、さらにその結果を踏まえ、本会議で検討される。

(対処方針)

各国のホタテ漁業及びホタテ加工業の実態を反映した実施規範となること、また、前回合意された規格と実施規範に齟齬が生じないように適宜対応したい。

議題 5. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (チョウザメキャビアのセクション)

(経緯)

第 30 回部会でチョウザメキャビアの規格が作成されたことを踏まえて実施規範の作成が開始され、前回会合においてはステップ 2/3 に差し戻され、イランを議長国とする電子的作業部会で議論した規範案について、本部会開催前日に物理的作業部会で検討し、さらにその結果を踏まえ、本会議で検討することが合意された。

(対処方針)

既存のチョウザメキャビアの規格と実施規範に齟齬がないようにするとともに、科学的に適切かつ実効性のある規範となるよう適宜対応したい。

議題 6. 魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案

(経緯)

魚類及び水産製品に関する既存の規格中で定められている食品添加物の規定を食品添加物に関する一般規格 (GSFA) に統一することについて、電子作業部会で検討されており、既存規格中の添加物規格と GSFA との齟齬について検討されることが合意された。

(対処方針)

既存の規格に関しては、GSFA との齟齬のないように整合を取ったうえで GSFA と統一することが望ましいが、新たな添加物の提案があった際は、安全性のみでなく対象となっている製品に当該添加物が必要か十分検討するうえで対応したい。

議題 7. 窒素係数に関する討議文書

(経緯)

前回会合で、魚種毎の窒素係数の表や計算法を規格から削除し、FAO 等外部のウェブサイトで閲覧可能とすることが合意されたものの、最終的な意思決定は先送りとなった。

(対処方針)

連絡協議会用資料作成時点において文書未着であるが、適宜対応したい。

議題 8. 魚類及び水産製品に関する実施規範案（最終製品に対する任意の要求に関する別添について）

(経緯)

第 22 回部会において、魚類及び水産製品に関する規格のうち、消費者の保護とは直接関係ない規格について「魚類及び水産製品に関する実施規範」としてまとめることが合意された、その中で、特に最終製品の品質に関する結果については実施規範の任意 (Optional) の別添として取りまとめることとなった。前回会合においては、別添の含まれる内容は商業ベースとなっているところ別添は不要との意見が我が国を始め複数のメンバーから出されたが、議論の結果任意の要求に関する別添は基本的に実施規範から削除することとなった。他方、既に起草されている別添のうち食品安全や品質の観点から、既存の規格や実施規範に加えた方がよいと考えられる事項を各国が指摘することが求められることとなった。

(対処方針)

我が方としては、コーデックス規格及びその関連文書は消費者の保護に直接関係あるものに焦点を絞るべきとの立場であるところ、仮に新たに別添の作成が提案され大勢に支持されることとなった場合は、解釈の混乱を避けるため” Optional” の文言の削除を求めるとしたい。

議題 9. ヒスタミンに関する討議文書

(経緯)

前回部会 (2014 年) において、会期内作業部会及び全体会合における議論を踏まえて、新たに電子作業部会 (議長国：日本、米国) を設置し、①ヒスタミンの管理について、既存の実施規範の規定を見直しの検討、②ヒスタミン食中毒の原因となり得る魚種リストを実施規範等を含める必要についての検討、③既存の規格のヒスタミン基準値の見直しについての検討、及びその他の管理措置や腐敗基準の必要性についての検討、並びに④サンプ

リングプランの検討について作業することとされた。

電子作業部会における主な論点は、ヒスタミンの基準値、サンプリングプラン、ヒスタミンの実施規範及びヒスタミン食中毒の原因となるリスクが高い魚種リストの見直しであった。今次部会では、電子作業部会からの報告を踏まえて議論が行われる予定である。

(対処方針)

対処方針作成時点において文書未着であるが、実施規範の規定や魚種リストの見直しについては、科学的に適切かつ実効性のあるものになるよう、適宜対処したい。また、ヒスタミンの基準値やサンプリングプランについては、その適用対象（魚種、加工品の種類）を確認しつつ、必要な場合には、その他の管理措置（消費者へのアドバイスなど）について提案するなど、適宜対処したい。